

みなと みた

2023 3
No.156

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ●2~9

「第14次労働災害防止計画」について／令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の建設現場指導の実施結果について／三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●10~11

最近の雇用失業情勢／企業向け 障害者雇用相談サポート

協会だより ●12~16

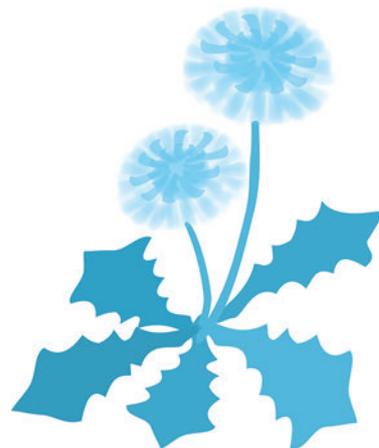
令和5年度雇用保険料率のご案内／公益財団法人安全衛生技術試験協会 免許試験手数料変更のご案内／2023年度定期総会開催のご案内／労働保険料の納付手続き完了のご報告／講習会等のご案内／定期健康診断のご案内／2023年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



「第14次労働災害防止計画」について

～厚生労働省は、2023年度からの中期5か年計画を策定します～

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（会長：清家篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）は、「第14次労働災害防止計画」について答申を行いました。

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第14次計画は、2023年度を初年度とする5年間を対象としたもので、計画の概要は以下のとおりとなります。

「第14次労働災害防止計画」概要

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
<ul style="list-style-type: none"> ○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。



死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

【計画の重点対策】

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討）等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進。等

他、計8つの重点を定め対策を推進

令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の 建設現場指導の実施結果について

～建設現場におけるICT（情報通信技術）の活用についてのアンケートを実施～

東京労働局は「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」（令和4年11月21日から令和5年1月31日まで）における取組の一環として、12月末までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめその結果を公表しました。

東京労働局では、引き続き、死亡災害の撲滅を図るため、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、60.8%（349現場）であり、違反があった349現場のうち、12.3%である43現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	506	24	21	23	574
法令違反現場数	330	5	8	6	349
違反率	65.2%	20.8%	38.1%	26.1%	60.8%
作業停止等命令現場数	42	0	0	1	43
法令違反現場数に対する割合	12.7%	0.0%	0.0%	16.7%	12.3%

(2) 違反事項別の違反率等

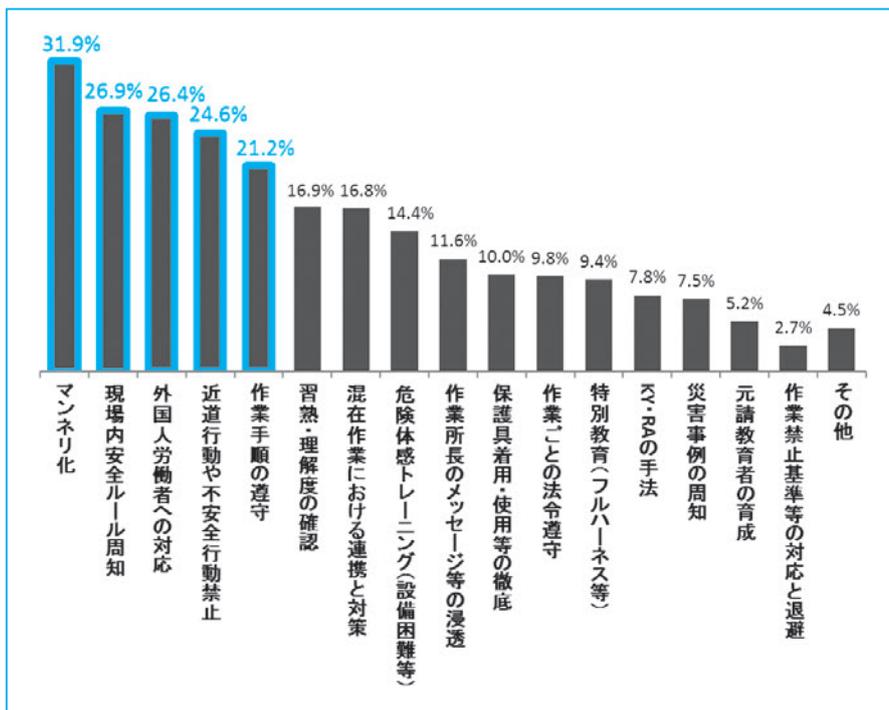
違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が79.7%（278現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が57.9%（202現場）であった。

違反事項	違反現場数 (全体349現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	278現場（79.7%）	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第31条）
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	202現場（57.9%） うち手すり・さん等がなかった現場……115現場	・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） ・足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第563条、第655条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第519条、第653条）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	45現場（12.9%）	・組立図の未作成（安衛則第240条） ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第242条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第245条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	12現場（3.4%）	・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第66条の2） ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施（クレーン則第74条の2）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	16現場（4.6%）	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第155条） ・転倒・転落防止措置の未実施（安衛則157条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第158条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	6現場（1.7%）	・研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第27条）

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

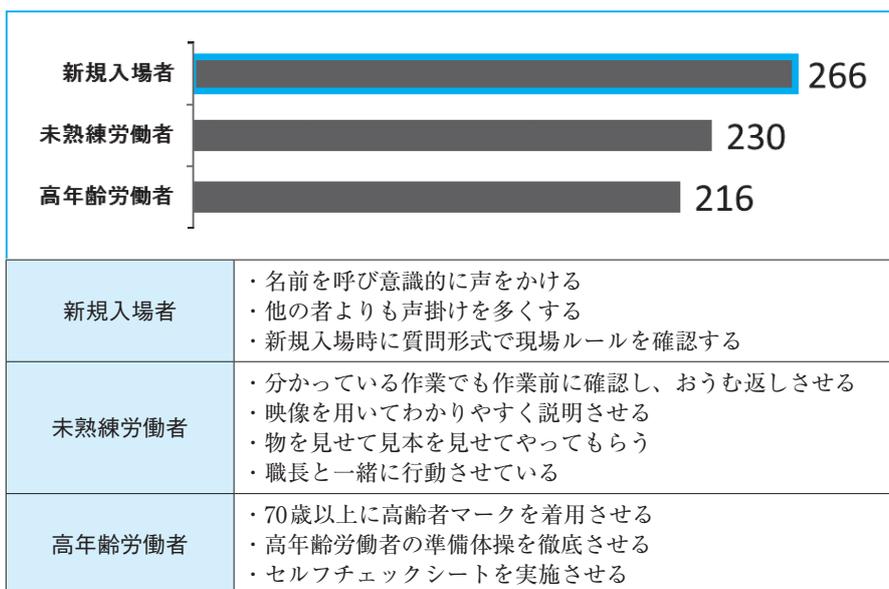
2. 安全衛生教育で、課題（困難）と考えていることは何か

上位を占めたのは「マンネリ化」31.9%、次いで「現場内安全ルール周知」26.9%、「外国人労働者への対応」26.4%であった。



3. 新規入場者・未熟練労働者・高齢労働者に対する教育で工夫されている点は何か（記入式）

271現場（約48%）から回答。新規入場者教育の割合がトップであった。

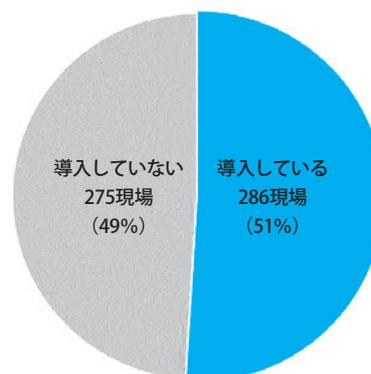


（現場単位で複数回答有）

[リアル（対面）での対策に加え]

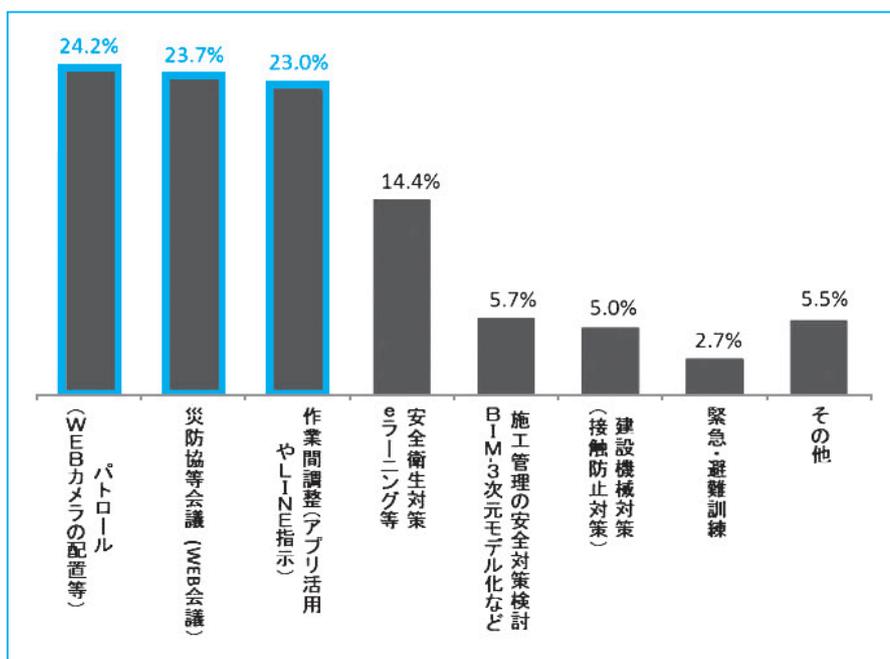
4. ICT（情報通信技術）を導入しているか（安全衛生面）

約5割の建設現場で、安全衛生面におけるICTを導入していた。



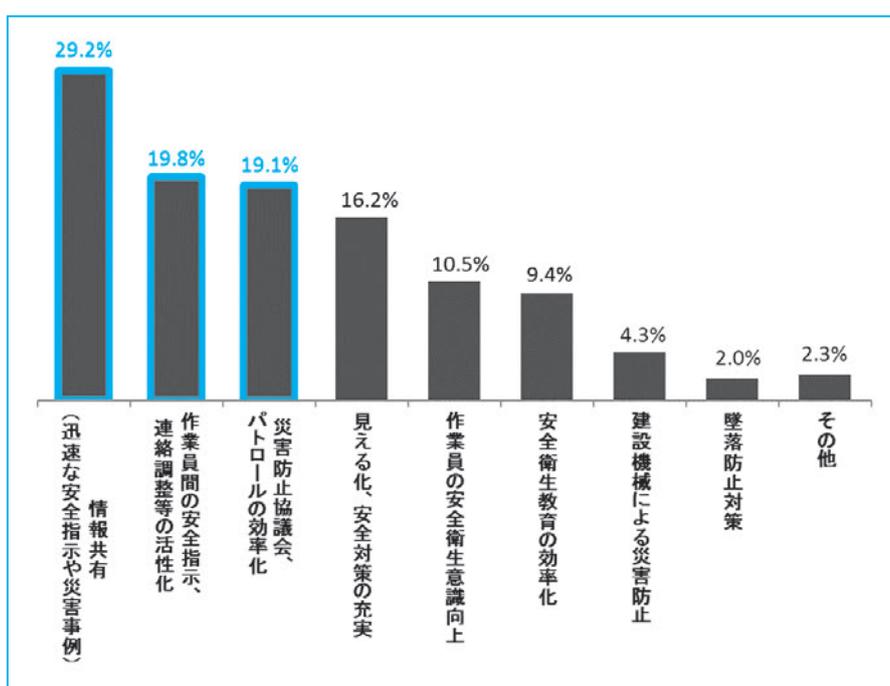
5. ICTを導入している場合、どのように活用しているか（複数回答可）

上位を占めたのは「パトロール（WEBカメラの配置等）」24.2%、次いで「防災協等会議（Web会議など）」23.7%、「作業間調整（アプリ活用やLINE指示）」23.0%であった。



6. ICT活用による安全衛生に関するメリットは何か（複数回答可）

上位を占めたのは「情報共有（迅速な安全指示や災害事例）」29.2%、次いで「作業員間の安全指示、連絡調整等の活性化」19.8%、「災害防止協議会、パトロールの効率化」19.1%であった。

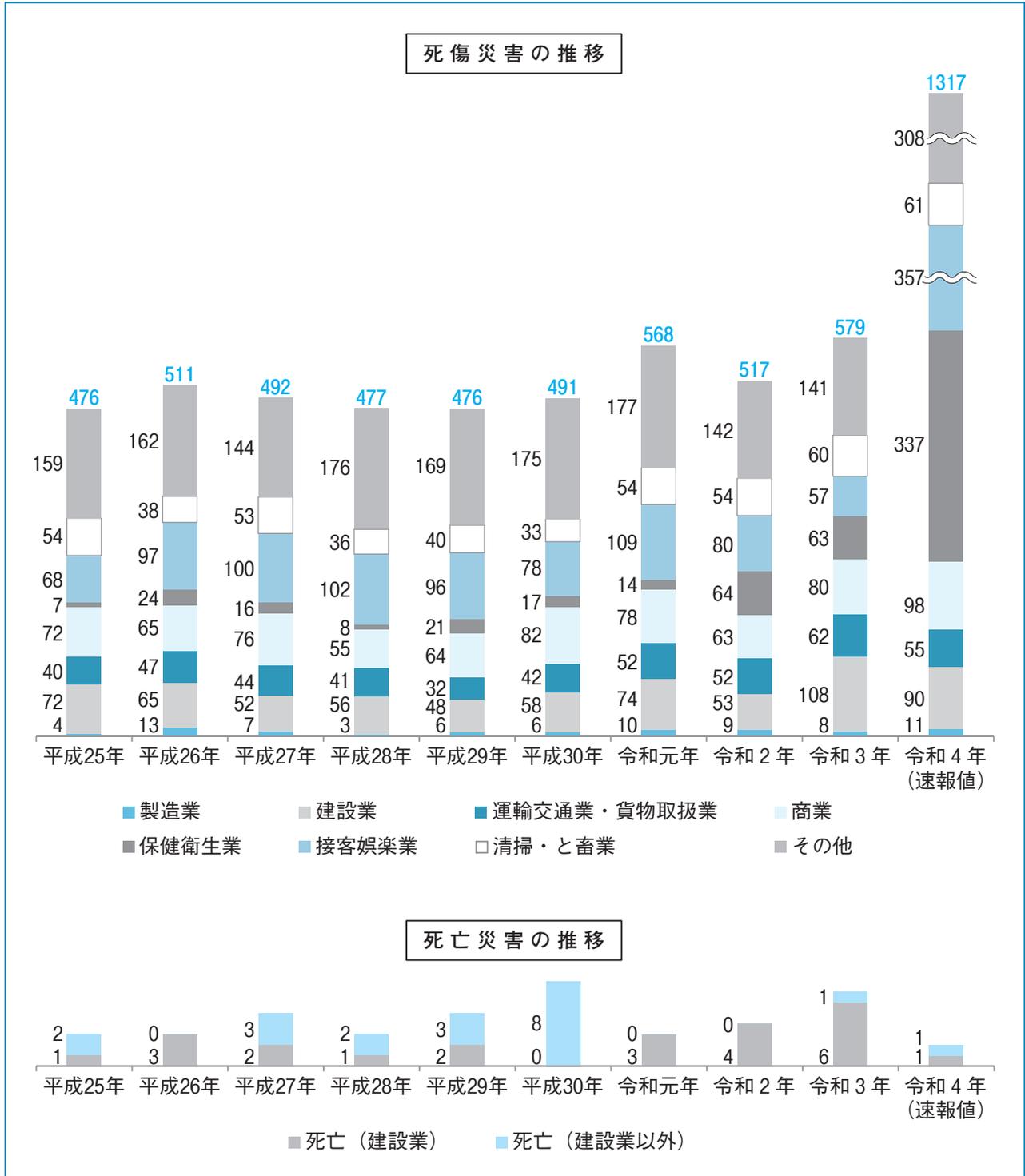


7. ICTを導入している場合、作業員間のコミュニケーション不足とならない対策は何か（記入式）

主な対策別	主な回答内容
対面式との併用	<ul style="list-style-type: none"> ICTを今までのコミュニケーションに上乗せして活用している 朝、昼にそれぞれ共有内容の確認を行い、一方的にならないよう確認をする
意思疎通を向上させるためのツール活用	<ul style="list-style-type: none"> 動画通話によりコミュニケーションを取っている 文字や音声だけでなく、顔出しをして意見交換を行っている 通常の現場巡視に加えて、ICTを活用したライブ通信による現場確認も実施
安全意識の維持向上（危険意識低下の防止）	<ul style="list-style-type: none"> 巡回時、朝礼や昼礼時等に元請が率先して声を掛ける 写真や絵を用いた災害情報を充実させ、細かなKY活動を実施させる
その他	<ul style="list-style-type: none"> 現場全体にわかりやすい表示を増加する

三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

令和4年の休業4日以上死傷者数（速報値）は、1317人（製造業11人、建設業90人、運輸交通業・貨物取扱業55人、商業98人、保健衛生業337人、接客娯楽業357人、清掃・と畜業61人、その他308人）で前年同期に比べて大幅に増加しています。また、死亡災害については、建設業1件、その他の3次産業で1件発生しています。



中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- (以下、略)

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

> 1か月の起算日は毎月1日

> 法定休日は日曜日

> カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

> 時間外労働の割増賃金率

60時間以下・・・25%

60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			



法定休日労働



月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

◆ 時間外労働（60時間以下）

◆ 時間外労働（60時間超）

◆ 法定休日労働

カレンダー白色部分 = 25%

カレンダー水色部分 = 50%

カレンダー黒枠部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数名存在した

●勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

勤怠管理システム導入費用と就業規則の改正費用に、働き方改革推進支援助成金を活用

助成率 75%

一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の一定の要件を満たした場合
最大490万円

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

●就業規則に月60時間超の割増賃金率の規定を改正

助成金のご案内

<p>働き方改革推進支援助成金</p>	<p>生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成</p>	
<p>業務改善助成金</p>	<p>生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成</p>	

相談窓口のご案内

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援しています。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。</p>	
<p>都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p>	
<p>働き方改革推進支援センター</p>	<p>働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。</p>	
<p>産業保健総合支援センター</p>	<p>医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。</p>	
<p>よろず支援拠点</p>	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が無料で相談に応じます。</p>	
<p>ハローワーク</p>	<p>求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。</p>	
<p>医療勤務環境改善支援センター</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索</p>	

最近の雇用失業情勢

○令和5年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.4%であり、前月より0.1ポイント低下。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より4万人減少し、167万人。（原数値は164万人で、前年同月差21万人減少）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より18万人増加し、6,744万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より12万人増加し、6,060万人。
- ☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療・福祉」「宿泊業・飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」などが増加している。
- ☆令和5年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.35倍であり、前月より0.01ポイント低下。
- ☆令和5年1月の新規求人倍率（季節調整値）は2.38倍であり、前月と同水準。

内閣府の月例経済報告（令和5年2月）「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、持ち直している。」（※雇用情勢判断は維持。）

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
31年度	2.35	3.40	14.35	1.55	2.05	8.23	8,400	11,440
2年度	1.90	2.36	9.12	1.10	1.27	4.90	5,803	7,960
3年度	2.08	2.48	10.25	1.16	1.22	4.93	6,091	8,492
5年1月	2.38	3.43	16.63	1.35	1.72	7.93	5,222	7,340

- （注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和5年1月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は341,083人（前年同月比20.7%増）で、18か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数は123,459人（前年同月比19.3%増）で、16か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は184,789人（前年同月比11.4%減）で、7か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数は36,252人（前年同月比7.3%減）で、7か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は5,222件で、前年同月より3.8%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,626件（前年同月比6.7%減）、パートは2,596件（前年同月比0.8%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、1月の都内の倒産件数は93件（前年同月比12.0%増）であり、業種別件数では、サービス業（22件）、情報通信業（14件）、小売業（13件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（Tel.03-5419-8609 部門コード37#）

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

障害者雇用に取り組むにあたっての事業主のお悩みを、ハローワーク品川の職員がサポートいたします。

＼新サービススタート！／

企業向け 障害者雇用相談サポート

障害者雇用の経験がなく、
何から始めればいいのか
分からない…

採用した後の雇用
管理に不安がある…

社内部署から理解
が得られない…

どのような仕事を
お願いすればいいのか
分からない…

ハローワークが企業の皆さまのお悩みをサポートいたします！

▶**利用方法**

◎ **ハローワーク品川のホームページよりお申し込みください！**

ハローワーク品川>事業主の皆様へ(お知らせ)>ニュース&トピックス
>企業向け障害者雇用相談サポートのご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa/kyushokusha/news_topics/koyousiensapo_01.html

- ハローワーク品川にご来所いただき、ご相談いたします。
(貴社への訪問、オンラインでのご相談(ZOOM)も可能です。)
- お申し込み時や日程調整時に、ご相談の内容をあらかじめ問診いたします。
- ご相談の内容によっては、より適切な関係機関をご案内する場合があります。

全て無料！

障害者雇用について

- 企業※には、障害者の自立促進・職業の安定のため、社会連帯の理念に基づき法定雇用率以上の障害者の雇用が義務づけられています。
- 法定雇用率は、2024(令和6)年4月に2.5%、2026(令和8)年7月に2.7%に引き上げになります。また、除外率は2025(令和7)年4月に一律10ポイントの引き下げになります。

※ 従業員を43.5人以上雇用している事業主。
法定雇用率2.5%の場合40人以上、2.7%の場合37.5人以上の従業員を雇用する事業主。

ハローワーク品川 雇用支援コーナー
〒108-0014 東京都港区芝5-35-3 TEL: 03-5418-7318 FAX: 03-3453-1607

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

令和5年4月以降、次のとおり法定雇用率の引上げ等の改正が行われます。

- ①法定雇用率の引上げ(令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%)
- ②除外率の一律10ポイント引下げ(令和7年4月以降)
- ③障害者雇用における障害者の算定方法の変更
 - ▶週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントする算定特例の延長(令和5年4月以降)
 - ▶週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の雇用率への算定(雇用率上、0.5カウントとして算定)(令和6年4月以降)
- ④障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)(令和6年4月以降)

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>障害者雇用対策>重要なお知らせ

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

＜令和5年度の雇用保険料率＞

（青字は変更部分）

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



公益財団法人安全衛生技術試験協会 免許試験手数料変更のご案内

令和5年1月18日に、労働安全衛生法手数料令の一部を改正する政令が公布されました（令和5年4月1日施行）。労働安全衛生法に基づく免許試験の試験手数料が変更されます。

1 学科試験

旧手数料	新手数料
試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
6,800 円	8,800 円

2 実技試験

試験の種類	旧手数料	新手数料
	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100 円	14,000 円
移動式クレーン運転士	11,100 円	14,000 円
揚貨装置運転士	11,100 円	14,000 円
普通ボイラー溶接士	18,900 円	24,000 円
特別ボイラー溶接士	21,800 円	28,000 円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。
 [各センターの HP → 試験の日程 → 免許試験・実技 → 実技試験の日程 の順に進んでください。]
 [下記の二次元コードからも見ることができます。]



関東安全衛生技術センター
手数料



関東安全衛生技術センター
実技日程

2023年度定期総会開催のご案内

2023年度（第75回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

懇親会の開催の有無につきましては、ご案内に記載させていただきます。

日時：2023年5月29日(月) 午後4時～5時

会場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

2階 サンフラワーホール

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、令和3年度確定、令和4年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

◎ **無料** 新入社員安全衛生教育講習会 4月21日(金)

【会場】女性就業支援センター 大ホール

新入社員に対し、労働安全衛生法第59条に基づく「雇入れ時の安全衛生教育」を実施しておられることと存じますが、(一社)三田労働基準協会では三田労働基準監督署と共催で、職場の安全衛生の基本について新入社員安全衛生教育講習会を開催いたします。「安全衛生の基本」を学んでいただく講習会です。

◎ **無料** 令和5年度東京労働局(監督署・ハローワーク・需給調整事業部)行政運営方針の説明会 4月25日(火)

【オンライン開催】

「働き方改革」の実現に向け、働く人々の労働環境が大きく見直されている現状の中、東京労働局が取組む労働行政の重点課題が示されます。東京労働局の行政運営方針に基づき、三田労働基準監督署、ハローワーク品川、東京労働局需給調整事業部は策定された具体的な取組についての説明会を開催いたします。人事・労務管理を担当される皆様のご参加をお待ちしております。

2 協会企画講習会

(1) 労務管理関係

◎ **有料** 保険給付の実務基礎講習会 5月23日(火)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

◎ **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月1日(木)～2日(金)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

(2) 資格関係

◎ **有料** 安全管理者選任時研修 4月17日(月)～18日(火)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会 5月16日(火)～18日(木)

【会場】一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

令和3年の定期健康診断結果では、何らかの所見がある労働者は58.7%（厚生労働省調）にのぼっています。

当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます。

記

- 健診日時 2023年6月26日（月）午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
- 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
- 申込方法 6月9日（金）までに、本ページをコピーしてFAX又は郵送でお申込みください。
- 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
- 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 谷村

健康診断申込書(送付先:三田労働基準協会) FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 8,500円(税別)		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎20人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。

◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料 金(税別)	受診人数
有機溶剤(種類により料金が異なります)	2,500～7,000円	名
鉛およびその化合物	7,150円	名
じん肺	3,900円	名
電離放射線	3,500円	名
特定化学物質(種類により料金が異なります)	2,200～8,400円	名
紫外線・赤外線	2,200円	名
VDT作業	5,500円	名
レーザー光線	4,500円	名
大腸がん検査	1,000円	名
前立腺検査(男性のみ)	2,800円	名

2023年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
労務・安全・衛生等の労務管理講習10～15回開催予定別途案内		23	1・2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
一般労務管理	雇用均等行政講習会					◎							
	行政運営方針説明会	25											
	労務管理講習会		19					21					
	労災保険実務講習												
	外国人労働者労務管理説明会						12						
安全衛生	新入社員安全衛生教育	21											
	安全週間説明会			14									
	労働衛生週間説明会					12							
	港地区健康と安全推進大会							14					
	健康づくり研究会講習会				3								
	衛生管理者等支援講習会										6		
	MS・RA講習会 ※								5				
資格関係等	危険予知訓練実務講習会						□20						
	新入社員等安全衛生教育担当者講習											□13	
	フォークリフト運転技能講習							□4学科 □7・8・9					
	玉掛け技能講習				□学科 19・20 23実技								
	粉じん作業者特別教育						□13						
	高圧電気取扱者特別教育												
	低圧電気取扱者特別教育												
	研削といし取替え等特別教育					□23							
	プレス作業者特別教育								□6				
	クレーン運転(5t未満)特別教育												
	足場の組立て等特別教育					□◎							
	フルハーネス使用作業特別教育					□◎							
	★安全管理者選任時研修	17・18			10・11			□18・19			17・18		
	★第2種衛生管理者能力向上教育			6									
	★安全衛生推進者養成講習			△◎					□15・16				
	★安全衛生推進者初任時教育			20				17					
	★衛生推進者養成講習			□23			11						◎
★リスクアセスメント担当者研修					1	□27							
衛生管理者受験準備講習		16・17・18		3・4・5		△13・14・15		27・28・29			14・15・16		

日 程：月欄の数字＝開催予定日です。◎＝日程調整中です。
主権者：無印は三田協会です。△＝品川協会、□＝大田協会となります。

- 労務・安全・衛生等の労務管理講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿協会との共催、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷協会の共催です。
- ※＝安全衛生マネジメントシステム・リスクアセスメント講習会の略です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります。
- 三田労働基準協会会員は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用ください。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

みなとみた 令和5年3月号 令和5年3月15日発行(年6回発行)第27巻第2号通巻第156号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>